

（目的）

第1条 この規則は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前払金について必要事項を定めることを目的とする。

（前払金の対象等）

第2条 前払金の対象は、請負金額が1件1,000万円以上の土木、建築に関する工事、調査設計及び測量に要する経費とする。

2 前払金の割合は、請負金額の40パーセント（調査設計又は測量にあつては、30パーセント）以内とする。

3 前2項の規定により前払金を支払った工事（土木又は建築に関する工事に限る。）であつて、次のいずれにも該当するものについては、前2項の規定により既にした前払金に加えて、請負金額の20パーセントに相当する額の範囲内で追加の前払金を支払うことができる。

（1） 工期の2分の1を経過していること。

（2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上に相当する額であること。

（4） 当該工事において、部分払（能勢町財務規則（平成4年規則第48号）第143条に基づく代金の一部の支払をいう。）の請求がなされていないこと。

4 前項の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他のやむを得ない理由があると町長が認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

（前払金の追加払等）

第3条 前払金をした後において契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の20パーセント以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金と同一割合により計算した額を追加払いし、又は返還させることができる。

2 前払金をした後において、請負金額が減額により1,000万円未満となったときは、前条の規定にかかわらず前項の規定を適用する。

(前払金の請求)

第4条 請負者は、前払金を受けようとするときは、前払金請求書に保証事業会社の交付する保証証書2通を添えて町長に提出しなければならない。

(前払金の使途)

第5条 支払を受けた前払金は、当該工事の工事費内訳明細書に記載の経費以外の支出に充当してはならない。

(前金払の返還)

第6条 次の各号の一に該当するときは、既に支払った前払金を速やかに返還しなければならない。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

2 前項の規定により前払金を返還すべき者が、町長が指定した返還期限後に前払金を返還するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を併せて納付しなければならない。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の取扱い)

第7条 債務負担行為及び継続費に係る契約で、年度ごとに出来高予定額を定めた場合は、各年度の出来高予定額に対して前払金を支払うことができるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、公共工事の前払金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。